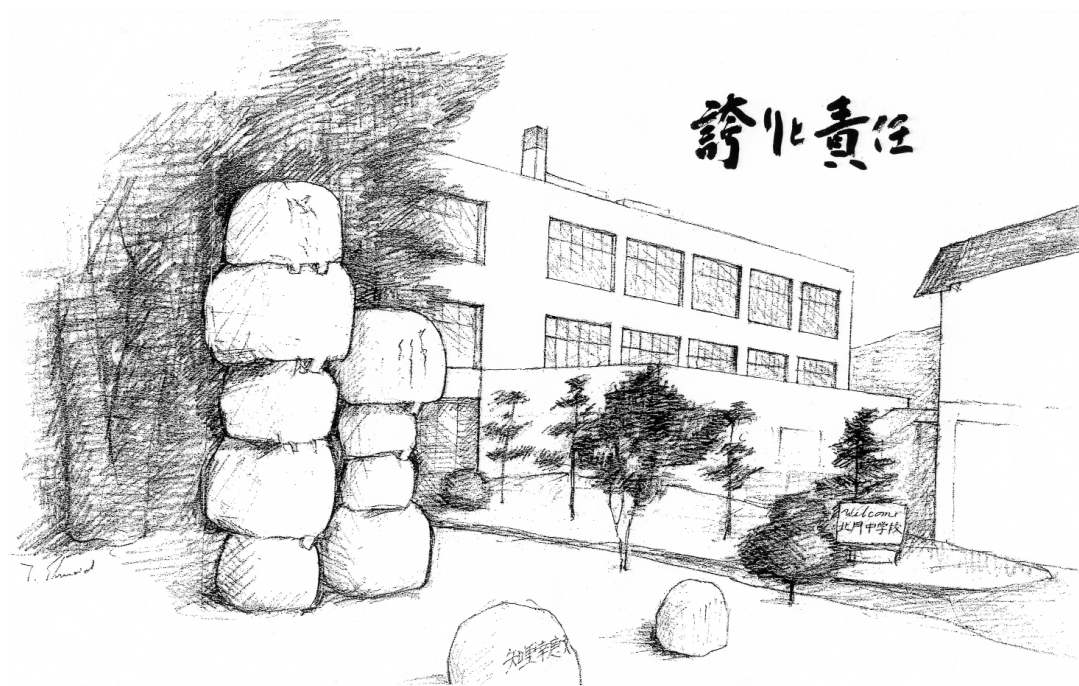


旭川市立北門中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和7年4月改定)

【目 次】

はじめに	1
第1章いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市立学校の責務	2
3 いじめの理解	3
2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	
1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）	5
2 生徒が主体となった取組の推進	6
3 学校いじめ対策組織の設置	6
4 いじめの防止	8
5 いじめの兆候の早期発見	8
○いじめの発見・見守りチェックシート	9
○家庭用 子どもの様子チェックリスト	10
○主な相談窓口	11
6 いじめへの迅速かつ適切な対応	13
7 いじめの解消	13
○早期発見・事案対処マニュアル	14
8 家庭や地域、団体との連携	15
9 関係機関との連携	15
10 重大事態への対応	17
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	19
12 学校いじめ防止プログラム	20

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは「絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、教職員、生徒会、家庭、地域、諸関係機関が一体となり、一過性のものではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めてきたところです。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策チーム」を中心とし、計画的かつ組織的に取り組み、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。また、いじめ防止ポスターの作成やソーシャルスキルアップトレーニングなど生徒が主体となって、いじめ防止に取り組んでいます。

第１章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１ いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第３条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、いじめは、全ての生徒に関係する問題としてとらえ、いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように取り組みます。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように啓蒙していきます。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係機関連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組みます。

2 市立学校の責務

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

- 1 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、いじめ防止対策推進リーダーを中心として連絡体制を整え、いじめがあった場合は迅速に会議を開催するなど、組織的に対応します。また、定期的な教育相談や人権教室等いじめ防止に取り組みます。

加えて、旭川市が推奨するいじめ防止の活動に組織的に対応します。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

- 1 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

- 1 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

- 1 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。
- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、学校便り等を通じて、保護者や地域の方々に学校のいじめ防止の取組や協力をお願いしたいことお知らせしています。合わせて、12月に行う学校評価アンケートで、学校のいじめ防止に関わる取組に対して評価・ご意見をいただいています。

また、生徒会や常任委員会が中心となり、いじめ防止ポスターの作成などいじめ防止の取組に加えて、いじめの被害者にならない、いじめを見過ごさないように、ソーシャルスキルアップトレーニングを行っています。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏

また適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め対応するとともに、旭川児童相談所や旭川子ども総合相談センター等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

アの要件に関しては、「相当の期間」については、3ヶ月を目安として、いじめの重大性や被害生徒と加害生徒の人間関係を考慮して教育委員会や学校の判断で3ヶ月より長期間設定します。「相当の期間」が経過するまでの見守り等は、被害生徒に対する日常的な声掛けや定期的な教育相談を行います。また、被害生徒の保護者と密に連絡を取り、学校の様子を伝えたり、家庭での様子を聞かせていただいたりします。定期的に行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、その後、いじめ行為がなくなるよう加害生徒の保護者や関係機関に協力を仰ぐなど、いじめ防止対策推進委員会で必要な措置を検討します。

イの要件に関しては、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害生徒との教育相談や、保護者と連絡で確認します。対処プランの策定と確実な実行、解消している状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察します。

（５）いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童（生徒）が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

令和6年度の本校のいじめ実態については、認知件数は61件ありました。多かった事例は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが39例、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするが26例となっており、衝動的な言動で、相手を傷つけてしまったり、嫌な思いにさせてしまうことが課題となっています。

1月以降のいじめ認知の事案があり、解消率は約77%となっております。新学年の教員にしっかりと引継ぎ、新年度がスタートしてからの解消に向けて、教育相談などの対応を進めていきます。

本校の生徒のいじめに関する認識については、3学年を対象とした令和6年度全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の「いじめとはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに対して、「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」と答えた生徒が5.4%いました。

また、いじめアンケート（2月）より「嫌な思いをしたとき、友人に相談する」が全学年で約69%、「父や母に相談する」がおおよそ約60%、「先生に相談する」が約47%となっており、いずれも昨年度より下降傾向にありました。さらに、「誰にも相談しない」と回答した生徒の割合が約6%と昨年度の5%から増加しました。

令和7年度の本校のいじめに係る指標は、積極的にいじめを認知するとともに、『いじめ見逃し0』、『いじめの未然防止や早期発見、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の着実な推進』を目指します。また、いじめアンケートで嫌な思いをしたときに「誰にも相談しない」と回答する生徒の割合0を目指し、生徒が希望する教員との教育相談の実施やコミュニケーション力を高める取組、いじめ未然防止に係る活動の充実を図ります。

2 生徒が主体となった取組の推進

生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組は、生徒会が主体となり「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定します。さらに全校生徒参加型の集会を実施し、「いじめ」や「いじり」について考え、人権や相手を思いやる言葉を考えるなど、生徒一人一人がいじめ防止の取組を理解し、主体的に参加できる活動の工夫を行います。

また、中連生活部との共催による「生活・学習 Act サミット」に参加し、いじめ撲滅に関する動画を作成するなど、旭川市内の小中学校と連携していじめ撲滅の活動を推進します。

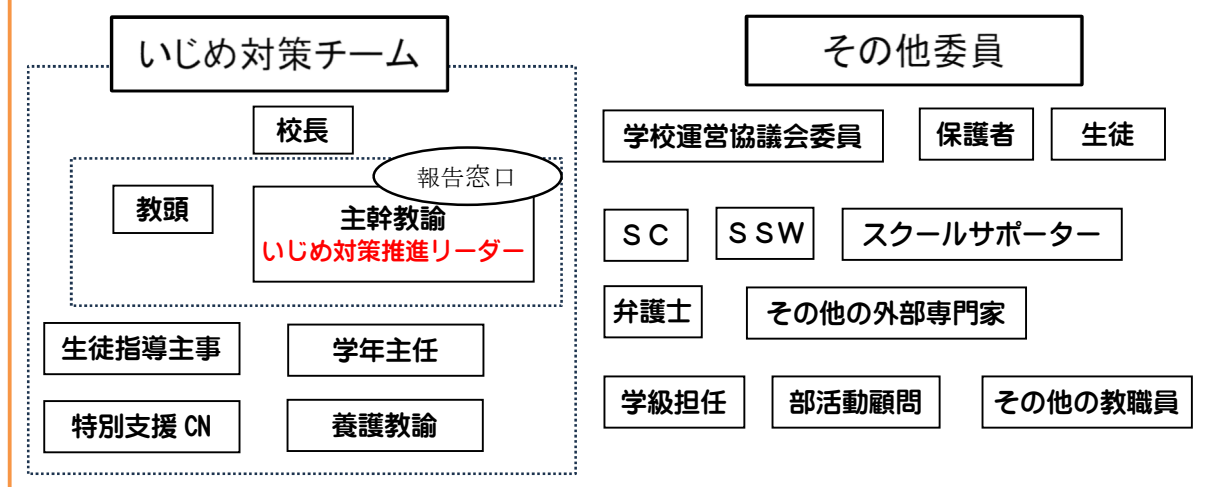
3 学校いじめ対策組織の設置

（1）学校いじめ防止対策推進委員会の構成

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事及び学年主任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭等複数の教職員や、必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する関係者などを加えた「学校いじめ対策組織」として「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。「学校いじめ対策組織」はいじめの解決に努めるとともに、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口の役割等を担います。

また、組織的な対応の中核として機能する体制として、「いじめ防止対策推進委員会」内に「いじめ対策チーム」を設置します。「いじめ対策チーム」は、校長、教頭、主幹教諭（推進リーダー）、生徒指導部長、養護教諭で構成します。その中で、教頭と推進リーダーが他の教職員からの報告をいつでも受けられる「報告窓口」の役割を担い、さらに報告を集約してその後の対応をコーディネートする「集約担当」を教頭が担当します。個々の事案への対応に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受けることとします。また、「校内研修の実施」や「生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加することとします。

学校いじめ防止対策推進委員会



(2) 学校いじめ防止対策推進委員会の体制

- 1 管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制。
- 2 全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策推進委員会に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制。
- 3 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制。
- 4 「いじめ対策チーム」の役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制。
- 5 いじめが疑われる情報があったときは、全員が揃わなくても「緊急対策会議」を開催できる体制。

(3) 学校いじめ防止対策推進委員会の役割

- 1 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくくいじめを許さない環境づくりを行う役割。
- 2 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- 3 いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- 4 いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- 5 いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。
- 6 いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。
- 7 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- 8 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割。
- 9 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ防止対策推進委員会の内容を記録し、整理・保管する役割。

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた、道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- ・人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業について行けない焦りや劣等感がストレスにならないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・教職員の誤った認識や不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を図ります。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ・教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めます。
- ・自己肯定感や自己有用感などは、生徒の発達段階に応じて身に付くものであることを踏まえ、小中連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえば、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく積極的に認知します。

本校では、いじめの早期発見のために次のことについて取り組みます。

- 1 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシート（生徒、家庭）の活用、教育相談や保護者懇談の実施により、早期発見に努めます。
- 2 生徒が日頃から教職員に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 3 生徒や保護者に保健室やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、相談しやすい体制を整備します。
- 4 月に1回以上、いじめ防止対策推進委員会を開催します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | |
|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 | 〕 |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。……………〔 | 〕 |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、
訪問する。……………〔 | 〕 |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。……………〔 | 〕 |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 | 〕 |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 | 〕 |
| ☐ 交友関係が変わった。……………〔 | 〕 |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。……………〔 | 〕 |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 | 〕 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 | 〕 |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 | 〕 |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。……………〔 | 〕 |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていくことがある。……………〔 | 〕 |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 | 〕 |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | |
|--|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 | 〕 |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……〔 | 〕 |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。〔 | 〕 |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。〔 | 〕 |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔 | 〕 |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 | 〕 |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | |
|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 | 〕 |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……〔 | 〕 |
| ☐ 一人で下校することが多い。……………〔 | 〕 |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 | 〕 |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。〔 | 〕 |
| ☐ 部活動の話題を避ける。……………〔 | 〕 |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立北門中学校

電話 0166-51-1431

主 な 相 談 窓 口 （ 中 学 生 ）

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日を除く）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110

（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<LINEじんけん相談>

平日 8:30～17:15

（祝日を除く）

<受付時間>

平日 8:30～17:15

<こどもの人権SOSチャット>

平日 8:30～17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00～16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 0570-078391

<IP電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日，土曜日，祝日 18:00～22:00

日曜日 18:00～翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆チャイルドラインほっかいどう（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間> 毎日 16:00~21:00

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道，札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日 10:00~20:00（祝日を除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日 9:00~21:00 土日祝10:00~16:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号> 0120-516-086 080-4136-4129（24時間365日受付）

<受付時間> 平日8:45~17:30

<メール等>

hokkaidoyoungcarer2022@gmail.com（メール相談）

080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/hokkaidoyoungsupport（Facebook）

@youngcarer2022（X：旧Twitter）

◆ほっかいどうこどもライン相談<中学生・高校生対象>（北海道教育委員会）

<アカウント名>

令和6年度ほっかいどうこどもライン相談

<受付時間> 17:00~22:00

<相談受付スケジュール> 令和7年3月24日までの月曜日のみ対応しています。



◆親子のための相談LINE（こども家庭庁）

<受付時間>

平日 9:00~17:00



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北門中学校

TEL 0166-51-1431

◆希望制による教育相談

※相談する先生を希望することができます。



6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察などの関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒から事実関係を確認を迅速に行い、保護者へ伝えます。
- ・いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- ・いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合はいじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ・事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ・他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ・事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ・事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察などの関係機関との連携を図ります。
- ・チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ・学校間で対応方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、教育委員会から対応への指導・助言を受け、関係する学校と連携協力して対応します。

7 いじめの解消

本校では、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校では、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

○いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ防止対策推進委員会の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策推進委員会）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ防止対策推進委員会による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 家庭や地域、団体との連携

学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載します。また、学校便りを通して、学校のいじめ防止の取組を保護者や地域の方に紹介します。

合わせて、学校評価アンケートを保護者、地域の方に依頼し、生徒の日常の様子や学校のいじめ防止の取組の評価をしていただいています。

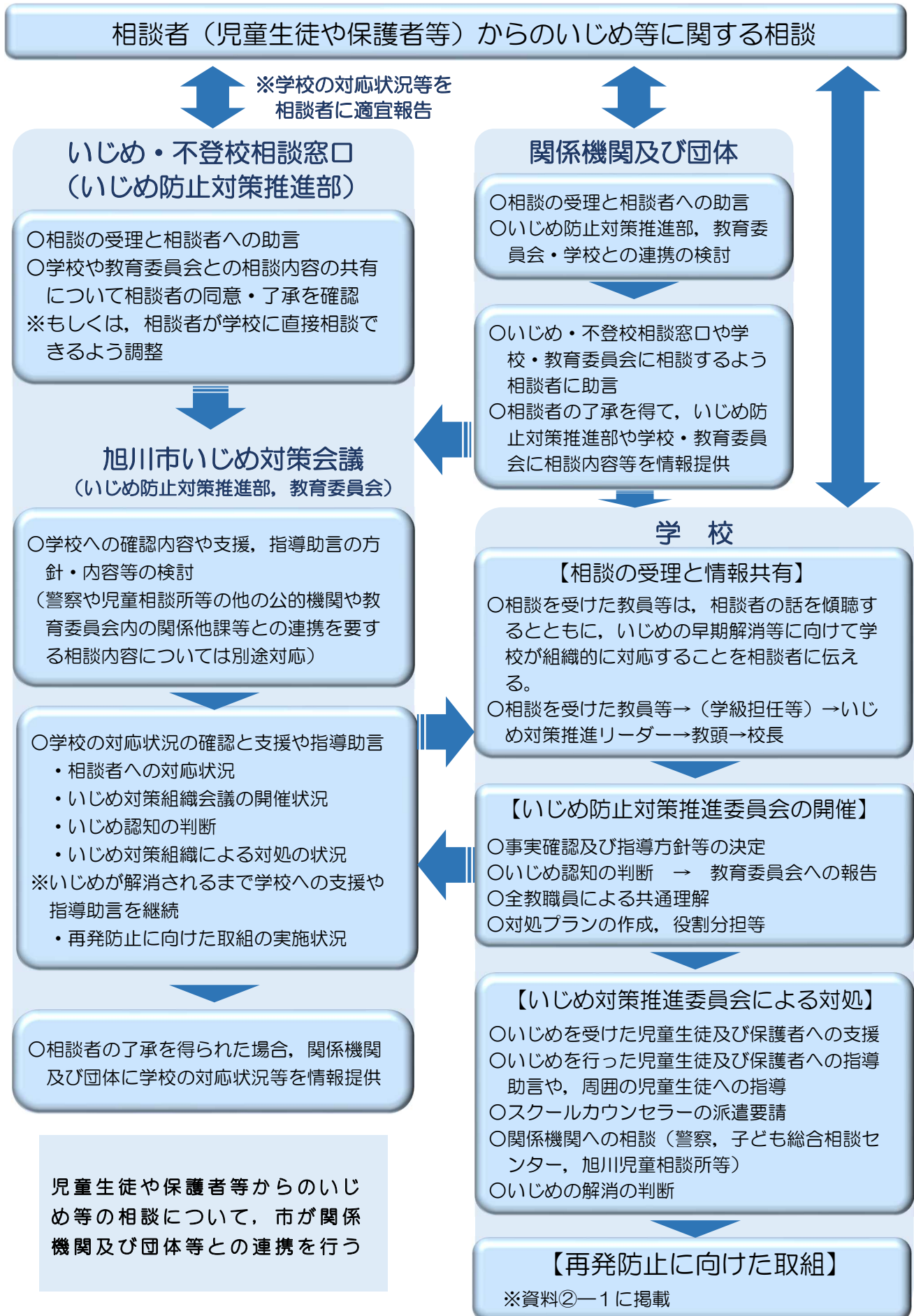
9 関係機関等との連携

○いじめの対処にあたっては、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーターをいじめ対策チームに加えて対応します。

○関係機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報を受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

○被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、いじめの行為で犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握したときは、直ちに警察に相談・報告します。

いじめ等に関する相談対応フロー



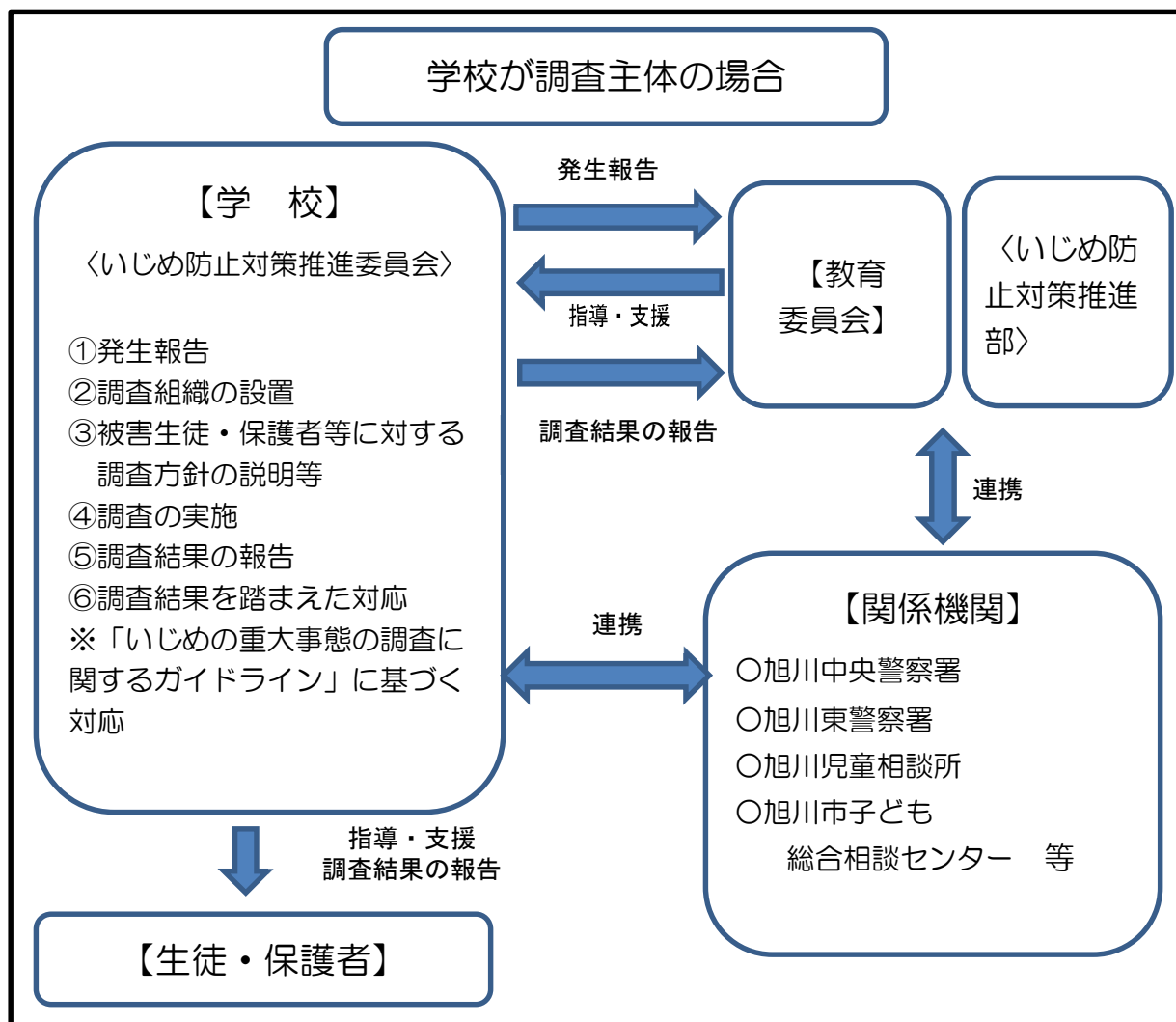
10 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談します。特に生徒や保護者から重大な被害が生じたと申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものと対応します。

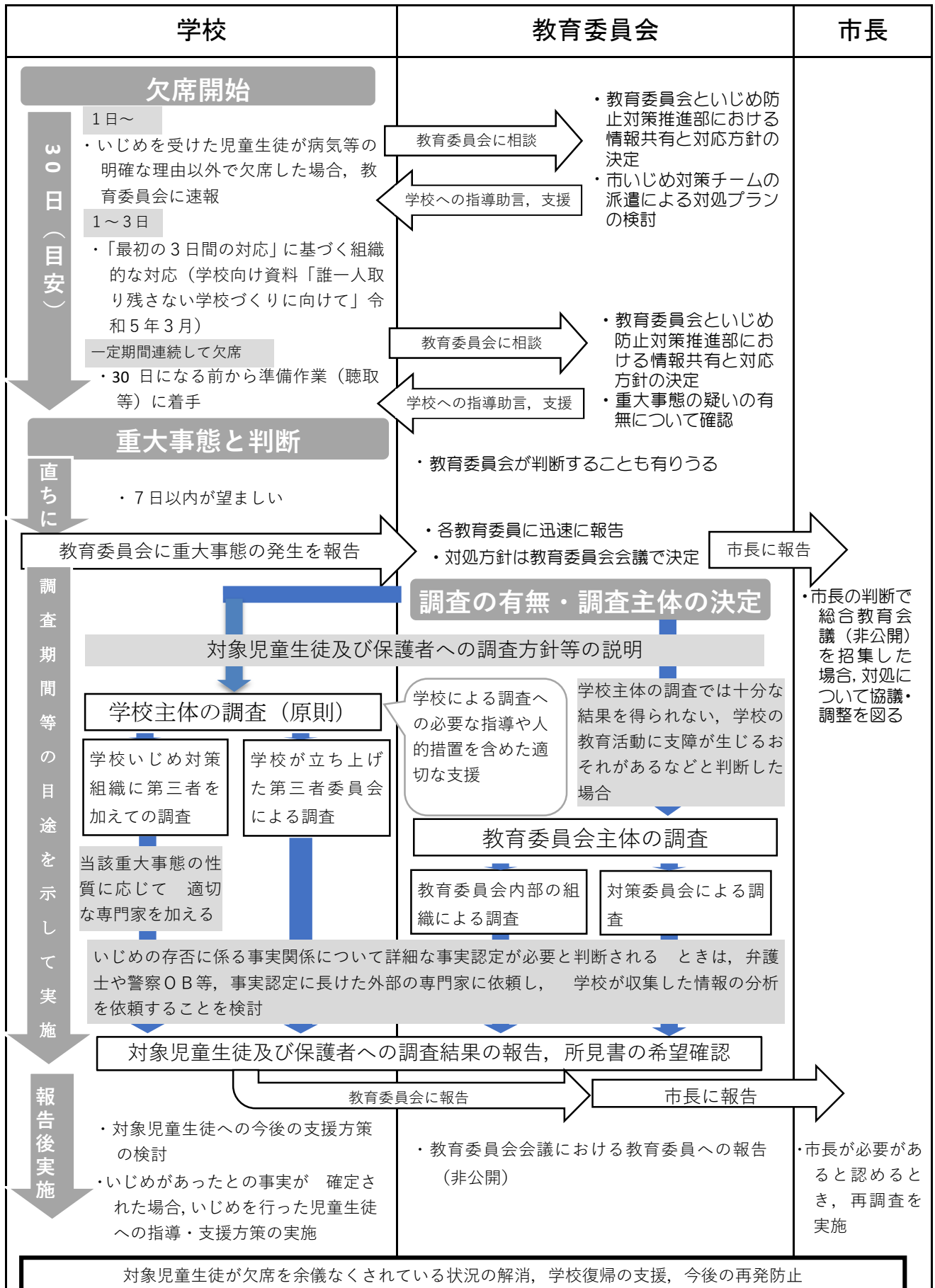
また、重大事態には、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者の配置やいじめを行った生徒に対して内省を図るなど再発防止に向けた計画を組み入れた対処プランを作成し、組織で対応します。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校では、1年間のいじめに対する取組の検証と保護者・地域からの学校評価の学校のいじめ（防止）に対する取組のご意見・評価を受けて、いじめ対策チームが中心となり、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行い、全教職員で交流し、決定します。

また、学校いじめ防止基本方針は、毎年4月にホームページに掲載します。

12 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○いじめ防止対策推進委員会 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ・2回開催 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する ○基本方針のHP公開	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加
生 徒	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○情報モラル等の学習	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○いじめアンケート調査①、ストレスチェック、学校評価アンケート	○生徒が主体となった未然防止の取組 ○中連生活部6月研への参加 ○包括的性教育に係る取組
家 庭 ・ 地 域	○参観日（PTA総会・学年懇談） ・基本方針の説明 ・SNSトラブル防止に関わる要請 ○保護者懇談		○学校運営協議会 いじめ防止基本方針の説明

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○いじめ防止対策推進委員会 ・いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・2回開催 ○教育相談（担任と生徒）	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生 徒	○生命の安全教育（1年） ○SNS利用の学習（2年） ○人権を守る教育（3年）	○生活・学習Actサミットへの参加 ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 ・人権に関わる取組の企画	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家 庭 ・ 地 域	○参観日（学年・学級懇談） ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○学校評価アンケート	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○いじめ防止対策推進委員会 ・いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・2回開催 ○教育相談（担任と生徒）	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。
生徒	○いじめアンケート調査②、ストレスチェック ○人権教育（1年）	○情報モラル等の学習	○中連生活部12月研への参加 ○学校評価アンケート
家庭・地域		○保護者懇談	○学校評価アンケート ○参観日（学年・学級懇談） ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 ・学校評価アンケート ○学校運営協議会 全国学調結果公表

	1月	2月	3月
教職員	○いじめ防止対策推進委員会 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケートの結果を情報共有、対処の検討・2回開催 ○教育相談（担任と生徒）	○いじめ防止対策推進委員会 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認
生徒	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○いじめに関わる取組について、生徒会と児童会との連携・協議	○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェック ○非行防止教室	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
家庭・地域		○非行防止教室への参加 ○学校運営協議会 ○保護者懇談による協議 ・学校評価アンケート公表	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど